2018年12月18日

FSSC22000認証取得組織　各位

日本海事検定キューエイ株式会社
審査部　部長　植草秀志

FSSC22000の新規追加要求事項

平素は弊社審査認証業務への格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
FSSC22000スキームVer.4.1のGFSIベンチマーキング承認に伴って新たに要求事項が追加されました。下記にご案内申し上げますので、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

FSSCの理事会が11月に開催され、複数項目の決定が行われました。詳細は下記の決定事項リスト（弊社での翻訳）をご参照ください。尚、11aから11mは2019年1月1日から有効になります。つきましては、同日以降に実施される審査にて同項目を審査させて頂きますので、ご確認、ご対応の程、よろしくお願い致します。また、11dにつきましては、定期的なテストが求められておりますので、ご留意ください。

決定事項リスト　　BoS : Board of Stakeholders

11	GFSI ベンチマーキング指摘事項と実施計画（GFSI）	6 月に BoS は、GFSI の指摘事項リスト及び活動計画を、GFSI ベンチマーキング要求事項 V7.1 に対して FSSC スキーム V4 をベンチマーキングするプロセスの一部として承認した。10 月に GFSI 承認の最終決定を受けたことにともない、FSSC ライセンスを保持している CB にとって活動計画は、最終決定事項となった。
11.a	軽度不適合終結の検証（GFSI）	BoS は、Part IV 附属書 III に加えて、あらゆる新しい審査で発行された軽度不適合に対しては、組織が、修正の証拠を、検証及び承認のために、遅くとも審査後 3 か月以内に CB へ送付しなければならないことを承認した。
11.b	製品リリース手順（GFSI）	BoS は、ISO 22000:2005 規格箇条 7.10.3 に加えて、組織による製品リリース手順の確立を、CB が審査しなければならないと決定した。 （食品チェーンカテゴリ C, I, G 及び K のみ).
11.c	緊急時におけるサプライヤ承認（GFSI）	BoS は、FSSC 22000 追加要求事項 2.1.4.1 に加えて、組織による緊急時の非承認サプライヤの評価及び製品の仕様達成を、CB が審査しなければならないと決定した。（食品チェーンカテゴリ C, I, G 及び K のみ）

11.d	発生事象(incident)管理手順のテスト（GFSI）	BoS は、ISO 22000:2005 規格箇条 5.7 に加えて、組織による発生事象管理手順の確立とその定期的なテスト実施を、CB が審査しなければならないと決定した。（食品チェーンカテゴリ C,D, I, G 及び K のみ） .
11.e	最終製品のトレーサビリティ（GFSI）	BoS は、ISO 22000:2005 規格箇条 7.9 に加え、また多くの国の法規制の要求事項に準拠して、最終製品を固体識別できる特定のトレーサビリティ要求事項を組織が確立していることを、CB が審査しなければならないと決定した。(食品チェーンカテゴリ C, I, 及び K のみ)
11.f	動物、魚及びシーフードの調達（GFSI）	BoS は、ISO/TS 22002-1:2009 規格箇条 9.2 に加えて、また多くの国の法規制の要求事項に準拠して、禁止物質（薬剤、獣医薬、重金属や殺虫剤など）管理の対象となる動物、魚及びシーフードの調達方針を組織が確立していることを、CB が審査しなければならないと決定した。(食品チェーンカテゴリ CI のみ).
11.g	動物の検査プロセス（GFSI）	BoS は、ISO/TS 22002-1:2009 規格箇条 10.1 に加えて、また多くの国の法規制の要求事項に準拠して、ヒトによる動物消費の適切性を確実とするために、家畜の一時収容所（Lairage)及び/又は内臓取り出し（evisceration)での検査プロセスで、組織が特定要求事項を確立していることを、CB が審査しなければならないと決定した。(食品チェーンカテゴリ CI のみ).
11.h	食肉解体（slaughter)の時間及び温度（GFSI）	BoS は、 ISO/TS 22002-1:2009 規格箇条 16.2 に加えて、製品の冷蔵又は冷凍に関連した食肉解体後の時間と温度を決定するために、組織が特定要求事項を確立していることを、CB が審査しなければならないと決定した。（食品チェーンカテゴリ CI のみ).
11.i	飼料原料の使用（GFSI）	BoS は、FSSC 追加要求事項の規格箇条 2.1.4.8.2 に加えて、特定のクラスの動物に対して有害となりうる物質を含む材料の使用の組織による適切な管理を, CB が審査しなければならないと決定した。（食品チェーンカテゴリ DI 及び DII のみ).
11.j	食品に対する機能的効果のある包装（GFSI）	BoS は、ISO/TS 22002-4:2013 規格箇条 4.14 に加えて、食品に対して機能的な効果（賞味期限の延長など）を分け与える（impart)、または提供する目的で包装を使用する場合に、その固有の基準に基づき、組織が特定要求事項を確立していることを、CB が審査しなければならないと決定した。(食品チェーンカテゴリ I のみ)
11.k	同一車両で輸送された材料（GFSI）	BoS は、ISO/TS 22002-4:2013 規格箇条 4.7 に加えて、同じ車両で輸送された他の材料からの汚染の可能性に組織が対応しているかを、CB が審査しなければならないと決定した。（食品チェーンカテゴリ I のみ).

11.l	医学的スクリーニング（GFSI）	BoS は、ISO/TS 22002-4:2013 規格箇条 4.10.5 に加えて、法律が許容する場合において、組織による医学的スクリーニングの手順の確立を、CB が審査しなければならないと決定した。（食品チェーンカテゴリ Ｉのみ).
11.m	食品接触及び申し立て（GFSI）	BoS は、ISO/TS 22002-4:2013 規格箇条 4.6.3 に加えて、リサイクル材、プラントベース（plant based)の材料または機能的な添加剤を使用する場合には、安全な食品接触を確実にして、申し立てを文書化するために、組織が特定の手順を確立していることを、CB が審査しなければならないと決定した。 （食品チェーンカテゴリ Ｉのみ).

以上、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ食品事業担当兵頭・島田
TEL:03-5427-2505
E-mail:fsms@nkkkqa.co.jp

以上